

陽子線治療料のご案内

(名古屋陽子線治療センター)

1 保険診療の場合

①料金形態

数か月間の一連の治療過程に複数回治療を行った場合でも一律料金

②陽子線治療料

- ・治療部位によって、治療料が変わります。
- ・自己負担額は、医療費の一部負担（自己負担）割合によって変わります。

部 位	陽子線治療料	自己負担額
前 立 腺	160万円	(3割) 48万円
		(2割) 1.8万円
		(1割) ※申請不要
肝 臓・すい臓 肺・大腸・小児 頭頸部・骨軟部	237.5万円	(3割) 約72万円
		(2割) 1.8万円
		(1割) ※申請不要

③その他

- ・陽子線治療料以外に、診察、検査、投薬、入院などの診療費がかかります。
- ・「高額療養費制度」など自己負担額を軽減する制度も設けられています。保険者が発行する「認定証」などの提示により、窓口での支払いは一定の金額までとなりますが、利用の際は申請が必要です（自己負担額が1割及び2割の方は申請不要）。詳細については、保険者（市町村、健康保険組合、協会けんぽ）にご確認ください。

2 保険外診療（先進医療等）の場合

①料金形態

一つの治療部位に対する一連の陽子線照射につき一律料金

②陽子線治療料（全額自己負担）

2,883,000円

※X線治療等を併用する場合：2,722,800円

※治療した原発巣から転移したがん等の場合：961,000円

③名古屋市民（治療開始前1年以上在住）を対象とした患者支援策

(1) 治療料減免制度

一治療あたり、20万円の定額減免（治療した原発巣から転移したがん等の場合を除く。）

(2) 陽子線治療資金利子補給制度

市民が金融機関から治療費に要する融資をうけた場合、支払利子に対して助成

○利子補給限度：年利率6%以内 ○利子補給期間：5年間

④その他

- ・陽子線治療料以外の診療費（診察、検査、投薬、入院等の費用）は健康保険の対象となる場合がありますので、患者さんは一部負担（3割など）となります。
- ・陽子線治療は、患者さんが任意で加入している「先進医療特約」等の民間医療保険の給付対象と認められる場合もあります。直接保険会社にご確認ください。